

こうとう健康チャレンジ業務委託概要

- 1 件 名 こうとう健康チャレンジ業務委託
- 2 主 催 公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「当公社」という。）
- 3 履行期間 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）
- 4 事業目的 本事業は区民がスマートフォン歩数計アプリ「(以下スマホアプリ) という。」を用い、健康づくりの運動等に付与されたポイントを物品の交換等に活用できることによって、区民が楽しみながら継続して健康づくりに取り組み、江東区が策定した江東区健康増進計画（平成31年3月）の総合目標である「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」に資する環境づくりを行うことを目的とする。
- 5 履行場所 江東区健康センター（江東区東陽2-1-1）及び当公社指定の場所
- 6 対 象 18歳以上の江東区在住の区民8,000人程度
- 7 予 算 額 16,823,400円（税込）

8 要 約

スマホアプリを活用し、歩数だけでなくイベントへの参加を行うことでポイントを付与し、一定のポイントが貯まれば抽選対象となり、景品があたる仕組みを構築する。

- ・事業周知のためのチラシ作成、説明会、コールセンターの開設を行う。
- ・参加者へのアンケートを実施し、事業運営データ（参加者の年代・性別・地区別構成、参加者数の推移、平均歩数、歩数の変化、ポイント分布状況等）と共に効果検証（本事業参加前後で歩数・健康意識等にどの程度変化があったか）を行う。
- ・ポイント付与期間：令和6年10月から令和7年1月31日まで
- ・景品抽選・発送期間：令和7年2月1日から令和7年3月31日まで
- ・事業評価期間：令和7年2月1日から令和7年3月31日まで

9 事業内容

(1) スマホアプリの構築

- ①AndroidOS. iOS の両端末に対応できるよう必要な手続きを行うこと。
- ②アプリの動作保証機種をインターネット上に明記すること。
- ③AndroidOS. iOS のアプリケーションを提供する正規のストアに登録し、参加者が無料でアプリをダウンロードできること。また、アプリ内課金は行わないこと。
- ④各端末のアップデートに対応及び必要な措置を講ずること。
- ⑤アプリ登録の際に個人情報（住所、氏名、生年月日、性別、電話番号）入力を必須とすること。また、入力任意項目として身長、体重、歩幅、メールアドレス等の入力も可能とすること。
- ⑥歩数を計測することができ、歩数に応じて獲得ポイントを設定できること。
（歩数は端末から情報を取得し、アプリを起動していない状態でも歩数計測が可能であること）
- ⑦歩数データを歩数集計システムに手動または自動で送信する機能を有すること。
- ⑧歩数データは未送信であっても一定の期間保持できること。
- ⑨特定のユーザーにプッシュ通知ができる機能を有すること。
- ⑩参加者が設定した目標に対して自己申告による達成報告を行う事でポイントを獲得できる機能を有すること。
- ⑪健康づくり対象事業等に参加した方に対してポイントが付与できるように、柔軟なポイント付与機能を有すること。（GPSや利用者のスマートフォンで読み取りできる二次元バーコードなど）
- ⑫二次元バーコード等の流出によるポイントの不正獲得を防止するための対策を講ずること。
- ⑬一定数のポイントを貯める事で抽選対象となることができること。
- ⑭現在の獲得ポイントが確認できること。
- ⑮江東区ウォーキングマップやスポーツ施設を活用し、イベントを行うこと。
(https://www.city.koto.lg.jp/260315/walking_map.html)
- ⑯事業開始前に⑮に掲載の全ウォーキングコース（14コース）を調査し、ウォーキングに支障のない状況であるか当公社に報告すること。
- ⑰区民のアプリ継続使用を促すイベントを一つ以上行うこと。
- ⑱ ⑮・⑰以外にアプリを利用した区民の健康づくりに効果的な機能を一つ以上採用すること。

⑱ポイント付与期間終了後はアプリから新たに個人情報を収集しないようにすること。

(2) 管理画面の構築

- ①参加者の利用状況が管理画面から確認できること。
- ②管理画面から関係者に対してのみ情報を発信する機能を有すること。
- ③参加者の利用状況やポイント獲得状況を CSV で出力できること。
- ④スマホアプリを起動していない参加者にも管理画面から任意のメッセージを発信することができること。
- ⑤景品の種類、数について管理画面から設定ができること。
- ⑥万が一のログイン ID とパスワードの流出を想定し、管理画面のログインには当社の PC 以外からアクセスできないなどのセキュリティを有すること。
- ⑦管理画面の操作方法について当社担当者に研修を行うこと。
- ⑧事業の必要に応じ、当社と協議のうえ管理画面の操作を代行すること。

(3) 説明会の実施

- ①区民に対してアプリの使い方を説明および現地での登録受付を実施すること。(区内スポーツセンター6か所で各1日2回以上の開催。開催日は当社と協議のうえ決定するが、候補日は平日・土日・祝日も含まれる。)
- ②①のほか、説明会の実施体制・内容・構成について区民の参加を促す工夫を行うこと。なお、説明会の申込受付は当社で行うこととする。
- ③説明会資料は受託者、会場及び会場で使用する機器は当社が用意する。

(4) 事業周知用チラシの作成および納品

事業周知を目的としたチラシを作成し、当社の指定する部数を江東区健康センター（江東区東陽2-1-1）に納品する。仕様は次のとおりとし、デザインは受託者で作成し、当社に確認をとるものとする。内容がわかりやすく、区民の参加を促すチラシを作成すること。

	チラシ
作成部数	10,000部
サイズ	A4
色	表面4色・裏面4色
用紙	90kgコート紙

(5) 問い合わせ対応業務（コールセンター業務）

区民からの問合せ対応業務として、次の内容によりコールセンターを設置する。業務を行うに当たり必要な機能を備える機器を十分な台数を用意すること。なお、使用機器の調達及び業務履行場所の確保は受託者が行うこととする。また、コールセンターの開設および撤去にかかる費用は本契約の契約金額に含める。なお、問い合わせにはメールでも対応できるようにすること。

① 設置期間

令和6年9月1日から令和7年3月31日まで（但し、当公社と協議のうえ、設置時期を早めることもできる）

② 設置日・設置時間

平日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く日）の午前9時から午後5時まで（8時間）

③ 人員配置

現場責任者を置き、業務従事者は問い合わせに十分対応できる体制を用意すること。

④ 回線数

1回線以上用意すること（但し、9月は架電集中に対応できるよう2回線以上で体制を増強すること）。

(6) アンケートの実施

事業参加者に対し、アンケートを実施すること。アンケート内容は、(8) 効果検証を行うことも踏まえ、効果的と思われる項目の提案を行い当公社の承認を得ること。時期は参加登録時と終了後（ポイント付与期間の終了後）の2回、それぞれ次の方法により行うものとする。

① 参加登録時

登録完了後、専用WEBサイトに誘導し、回答を受け付ける。

② 終了後

アプリの機能により専用WEBサイトへの誘導を行い、アンケートの回答を受ける。

(7) 景品業務

一定のポイントを得た参加者に対し抽選を行い、当選者に発送する景品を梱包し、江東区健康センター（東陽2-1-1）に納品すること。発送は当社が行い、送料も当社が負担する。当選予定数は当社と協議のうえ決定すること。

- ・送付用宛名ラベル・封筒・案内文の作成、宛名ラベルの封筒への貼付・案内文・賞品の封筒封入を行うこと。
- ・封筒に入らない賞品（10点程度想定）については別途梱包すること。
- ・賞品（区内共通商品券等を想定）の購入は当社が行う。

（8） 効果検証業務

事業の効果を正確に検証し、その検証結果に基づき、今後の展開計画について当社に提案・助言する。事業終了前であっても運営上の課題等が発生した場合は、報告と併せその対応策を当社に提案すること。分析対象は、参加者の事業参加データ及びアンケートの実施結果による。

（9） 打ち合わせ・情報共有

事業の進捗により、週1回～月1回程度当社の担当者と打ち合わせを行うほか、電話、メール等により適宜情報交換を行い、事業が円滑に進行するようにすること。

10 納品物

本事業の実施に係る報告書その他本業務の実施に当たり当社が求める資料等について、当社の指定する日時及び方法により納品すること。なお、報告書・資料等はファイリングのうえ、2部（A4版）及び同データをPDF形式で納品すること。

11 支払方法

（1） 委託料の支払いは、業務委託終了後の年1回とする。なお、業務の履行に必要な経費はすべて本契約の契約金額に含める。

（2） 当社は、業務の完了の確認又は検査を終了した後、受託者から正当な支払い請求を受けた日から30日以内に委託料の支払いを行うものとする。

12 再委託

（1） 受託者は、業務のすべて又は主要な部分を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ当社の承諾を得たときはこの限りではない。

（2） 受託者が業務の一部を第三者に委託するときは、事前に委託内容及び委託先の名

称その他の必要な事項を当公社へ報告し、承認を得ること。

(3) 再委託により生じる全ての責任は、受託者が負うものとする。

1.3 その他

(1) 受託者は、業務上知り得たことを第三者に開示・譲渡しないこと。なお、第三者には関係機関や団体も含む。また、本事業以外の目的に使用しないこと。本契約終了後も同様とする。

(2) 本事業の実施に当たり個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、別添の「個人情報の取扱いに関する特記条項」に基づき、個人情報管理のための必要な措置を講じること。また、本事業により利用する外部サービスが別紙「外部サービスの利用におけるセキュリティ要件」に示すセキュリティ要件を満たしていること。

(3) 本事業の実施に当たっては、関係する法令や条例、規則等を遵守すること。

(4) 自動車を利用する際は、東京都のディーゼル車規制を遵守すること。

(5) 本契約終了後に個人情報を含むデータ消去作業を委託先（データが再委託先にも保存されている場合は再委託先も含む）の作業環境で当公社職員立会いの下実施すること及びデータ消去証明書を提出すること。

1.4 協議

契約の履行について不明な点がある場合は、事前に当公社と協議し決定すること。また本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、当公社と協議の上、作業にあたること。

個人情報の取扱いに関する特記条項

(個人情報保護規程等の遵守)

第1条 乙は、個人情報の保護に関する法律のほか、甲の定める公益財団法人江東区健康スポーツ公社個人情報保護規程等に基づき、個人情報の取扱いに関する特記条項（以下「特記条項」という。）を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3条 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

4 乙は、作業従事者を変更する場合は、書面により甲に報告しなければならない。

5 作業責任者は、仕様書及び特記条項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、仕様書及び特記条項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4条 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

(教育の実施)

第5条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、仕様書及び特記条項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 乙は、本委託業務にかかわる作業責任者及び作業従事者から、秘密保持に関する誓約書（甲に対する誓約書をいう。以下単に「誓約書」という。）を徴取し、これを甲に提出しなければならない。

らない。

(再委託)

第7条 乙は、本委託業務の全部の委託をしてはならない。

- 2 乙は、甲の書面による許諾を得た場合に限り、本委託業務の一部の委託（以下「再委託」という。）をすることができる。
- 3 乙は、前項の許諾を得ようとするときは、次の事項を明確にした上で、事前に、書面により再委託をする旨を甲に申請しなければならない。
 - (1) 再委託を受ける者の名称
 - (2) 再委託をする理由
 - (3) 再委託をして処理する内容
 - (4) 再委託を受ける者において取り扱う個人情報
 - (5) 再委託を受ける者における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託を受ける者が当該再委託に係る業務の全部又は一部の委託をすることの有無
 - (7) 再委託を受ける者に対する管理及び監督の方法
- 4 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、再委託を受けた者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対し、再委託を受けた者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 5 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、乙と再委託を受けた者との契約において、再委託を受けた者に対する乙の管理及び監督の手段及び方法を具体的に規定しなければならない。
- 6 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、その履行につき管理及び監督をするとともに、甲の求めに応じ、管理及び監督の状況を甲に対し適宜報告しなければならない。
- 7 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、再委託を受けた者に、当該再委託に係る業務にかかわる作業責任者及び作業従事者から誓約書を徴取させなければならない。
- 8 前項の誓約書は、乙が、再委託を受けた者から受け取り、甲に提出しなければならない。
(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
 - (4) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
 - (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
 - (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
 - (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
 - (8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。
 - (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
 - (10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- （提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第10条 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

（個人情報の受渡し等）

第11条 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

- 2 本委託業務において電子計算組織の運用又は保守をする場合は、乙は、業務の着手前に、接続又は操作をすることができる情報の種類及び範囲並びに接続又は操作の方法について甲の指示を受けるものとする。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）

第12条 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第14条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故にかかわる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 甲は、乙が特記条項に定める義務を履行しない場合は、特記条項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 乙の故意又は過失を問わず、乙が特記条項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

外部サービスの利用におけるセキュリティ要件

No	セキュリティ対策
1	受託者は情報セキュリティに関して十分な知識があること。
2	ライセンス違反等がないよう必要な数だけアカウントを準備すること。
3	利用する端末にセキュリティ対策（ユーザ認証・ウイルス対策・デバイス管理・Web フィルタリング等）を行っていること。
4	利用する端末を外部に持ち出す場合、外部サービスを利用する端末に機微なデータが保存されない対策を行っていること。
5	利用する端末を外部に持ち出す場合、Free Wi-Fi への接続禁止等の措置が講じられていること。
6	外部サービスを提供するシステム・利用する端末のリソースに不足がなく、将来の拡張性があること。
7	外部サービスで使用する時刻は、標準時刻と同期していること。
8	都区市町村情報セキュリティクラウドへの接続及び LGWAN を利用する場合は、それらの帯域を圧迫しないこと。 通信速度 100M bps 程度
9	システムのレスポンス（応答時間）は概ね 3 秒以内であること。
10	ユーザが特別な知識を必要とせず、直感的に利用できるシンプルなデザインの画面や操作性となっていること。
11	サービスの稼働率は概ね 99 % であること。
12	SLA（サービス品質保証）を締結できること。もしくはサービスの品質保証について都度協議できること。
13	データのバックアップ及びリストアができること。 バックアップのタイミング：日次 保存世代：一世代
14	障害発生時にシステム及びデータの復旧方法や復旧時間等の目標を定めていること。
15	システム及びネットワークが冗長化されていること。
16	インシデント等の検証に必要なログを提供できること。
17	OS やアプリケーション等のバージョンアップや設定変更、パッチ適用、脆弱性診断等を行い、実施状況を報告すること。
18	サービス終了時に保存データ（事業者の複製データも含む）を消去する際は、実効性を確保でき、データが復元不可能となる処置を講じること。
19	サービス終了時は利用者アカウントや管理者アカウント等を削除できること。
20	第三者認証（ISMAP 登録や ISO27017 による認証等）や情報セキュリティ監査の結果等を有していること。

21	システムを事業者が構築する場合、事業者内において適切なセキュリティ管理体制（職員の資格取得や研修等）がとられていること。
22	重要な操作（仮想化されたデバイスのインストールや変更・削除、バックアップ・リストア、サービス終了時など）に関して、手順が文書化されていること。
23	システムを事業者が構築する場合、管理者等のアカウントは適切に管理（パスワード管理や多要素認証、アクセス権限、終了時の削除など）されていること。
24	再委託や第三者の外部サービス利用がある場合、上記No.21と同様に再委託先等の情報セキュリティ対策を実施していること。
25	データはすべて国内に保存されること。 （データが保存されているサーバは国内に設置されていること）
26	データセンターの防災対策や入退室管理・監視体制が整っており、サービス利用において安全な設備になっていること。
27	事業者または区がインシデントを検知した際、区 CSIRT への連絡・報告体制が取れていること。
28	サービスのサポート体制や窓口、受付時間がサービス利用において十分なものになっていること。
29	情報の盗聴、改ざん等を防止するため、TLS による通信の暗号化がされていること。
30	政府が定めるクラウドセキュリティ評価制度「ISMAP」に登録されていること。
31	ISO 27017, 18 の第三者認証または SOC 報告書によるセキュリティ管理体制を確認できること。
32	サービス提供側にファイアウォールによる外部・内部からの不正アクセスを防止措置が施されていること。
33	サービス提供側に IPS/IDS や WAF による不正通信やマルウェアの発見・遮断措置が施されていること。 対策内容：IPS ・ IDS ・ WAF ・ マルウェア検知
34	盗難・改ざん等の防止のため、保存されたデータは暗号化されていること。
35	不必要なアクセスがされないよう、情報資産・機能に対して、各利用者に必要最低限のアクセス権のみ付与すること。
36	ID/PW による認証を行うこと。
37	ID/PW による認証に加え、アクセス制御（IP アドレス制御）を行うこと。